

○入札説明書（電子調達）

茨城県が借入する物品に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義があるときは、下記3に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和8年9月14日

2 入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量
ヘリコプター1機（付属装備品一式を含む。）
- (2) 借入物品の特質等
借入物品の性能等に関し、仕様書で指定する特質等を有すること。
- (3) 契約期間
契約締結日から令和9年3月15日まで
- (4) 賃貸借期間
令和8年12月7日から令和9年3月5日まで
- (5) 納入場所
茨城県警察本部警備部警備課航空隊
- (6) この調達は、競争参加資格確認申請書（添付資料を含む。）、入札書の提出などについて、原則として電子調達システムにより行う案件である。

3 担当所属

〒310-8550
茨城県水戸市笠原町 978 番 6
茨城県警察本部 会計課調度係
電話 029-301-0110
FAX 029-301-0917
所属メールアドレス：keikaikei@pref.ibaraki.lg.jp

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格に登録されていること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいる法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
 - ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等

エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

カ 役員等又は使用人が前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

(5) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号から第3号に規定する者でないこと。

(6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

(7) 本公告に示した借入物品の規格(仕様)に要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。(詳細は仕様書による。)

(8) 借入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。(詳細は仕様書による。)

(9) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

5 入札等の手続き

この案件の入札に参加を希望する者のうち、資料の提出、入札及び届出を電子調達システムにより行おうとする者は、この案件の競争参加資格確認申請の受付期間の末日までに電子証明書(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第13条第1項に定めるものをいう。)を取得し、かつ茨城県電子調達システムを利用するために必要な登録を完了していなければならない。

電子入札システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

資料、入札書等の提出された時点は、3の担当所属において使用する電子計算機に備えられたファイルに所定の情報が記録された時点とする。

なお、電子入札システムによりがたい場合には、3の担当所属に紙入札方式参加承認願を提出することによりその承認を得て、書面により資料の提出や入札等を行うことができる。この場合における書面は、紙媒体に限るものとする。

6 入札説明書等に関する質問

(1) この入札に参加しようとする者(以下「競争入札参加者」という。)は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

ア 質問受付期間

公告の日から令和8年9月24日(木)午後5時まで

イ 質問受付先

3の担当所属と同じ

ウ 方法

質問は電子調達システムにより提出すること。

ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスによる質問も認める。

(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

令和8年10月1日(木)午後5時まで

イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスにより回答する。

7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)に4の(4)から(9)に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和8年10月5日（月）午後5時まで。

なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

(2) 提出方法

電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法により参加する場合には、電子調達システムにより、入札参加登録シート（テキストファイル）を送信の上、提出物一式は、別途、郵送、持参又は所属メールアドレスへの送信の方法により提出すること。

また、紙入札により参加する場合は、郵送（簡易書留に限る。）又は持参等により提出すること。

(3) 提出先

3の担当所属に同じ。

(4) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

イ 入札参加資格の有無について審査し、令和8年10月8日（木）午後5時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8 開札日時及び場所等

(1) 日時 令和8年10月14日（水）午前10時

(2) 場所 茨城県警察本部庁舎2階入札室

電子調達のため、入札参加者の立会いは要しない。

（ただし、入札参加者が立会いを希望する場合は、立会いすることができる。）

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。）第143条第2項各号いずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則138条第2項各号いずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

10 入札の方法

(1) 入札書の提出方法

茨城県電子調達運用基準に基づき、茨城県電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入の上封書にて、3の担当所属に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書きものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（整数）を記載すること。

なお、飛行時間1時間当たりの単価（消費税及び地方消費税を含まない。）を記載すること。

(2) 入札書の提出期限

システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年10月13日（火）午後5時までにシステムのファイルへの記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに3の担当所属に必着のこと。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）
- (5) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時までに電子入札システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名を欠くとき
- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき
- (12) 紙入札において、同一の入札に2通以上の入札を行ったとき
- (13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
- (14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

12 落札者の決定方法等

- (1) 財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

13 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子入札システムにより必ず辞退処理を行うこと。

ただし、紙により入札書を提出した者が入札を辞退する場合は、3の担当所属へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

14 再度入札等

- (1) 再度入札は1回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における価格の下位の入札者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

15 契約書作成の要否

- (1) 契約の相手方が決定したときは、当該決定の通知が相手方に到達した日から5日以内に契約の締結に応じるものとする。
- (2) 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
- (3) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

16 契約条項及び支払条件

別紙「契約書（案）」のとおり。

17 その他

- (1) 納入期限を厳守すること。
- (2) 入札参加に際しては、受注者の事由により契約後に納入期限の変更が生じることのないよう、作業工程、

在庫等の状況を十分に検討すること。

(3) 受注者の事由により納入期限内の履行が見込めないときは、契約を解除することがある。